

平成 26 年 6 月 11 日に建設消防委員会を開催し、本会議から付託された議案 5 件を審査しました。

議案第 44 号 総社市営住宅管理条例の一部改正について

～内容～

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等の改正に伴い、市営住宅への入居者資格及び入居者の選考について、関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：中国残留邦人など、入居者の選考で優先的に選定して入居している人は、現在何人いるのか。

答：中国残留邦人については、今のところ入居していない。

議案第 45 号 総社市火災予防条例の一部改正について

～内容～

平成 25 年 8 月、京都府福知山市花火大会で発生した屋台の火災事例を教訓として、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者の集合する催しにおいて、火災が発生した場合には、重大な被害が発生する恐れがあることから、消火器の準備及び火災予防上必要な業務に関する計画書の作成などを義務付け、催しへの参加者の安全を図るため、本市条例の関係条文の整備を行おうとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定めるものとは、どの程度の規模の催しを想定しているのか。

答：一として、主催する者が出店を認める露店等の数が 百店舗を超える規模の催しとして計画されているもの。二として、人出予想が 10 万人以上の規模で対象火気器具を使用する露店等の出店が計画されているもの。三として、一又は二の要件に類する

規模のもので、火災が発生した場合に避難が容易にできない場所等で実施されると消防長が判断するものである。

問：総社市民まつりは、100店舗を超える、あるいは10万人以上の人出が予想される規模の催しに該当するのか。また、今年行われる総社市民まつりは対象になるのか。

答：総社市民まつりは、露店等の数が100店舗の予想であり、消防長が事前に指定することができる。なお、経過措置として、施行日の8月1日から起算して、14日を経過する日までに終了する催しについては、対象にならないため、今年の市民まつりは対象にならない。

議案第 46 号 平成 26 年度総社市一般会計補正予算（第 2 号）

のうち、本委員会の所管に属する部分について

～内容～

富原排水機場のポンプ 2 台の増設とこれに伴う運転電気盤の更新等が主なもの。

～結果～

次のような審査の結果、本件のうち、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：市費のみで整備するには、市の負担が大きいのではないかと。また、今から工事にかけて水害対策として間に合うのか。

答：4台のポンプが稼動するように整備するには、約1億6,000万円の経費がかかる。そのうちの8,400万円を本市が負担し、残りを岡山県が負担することから、全体では、本市負担分は約半分で済むことになる。来年の雨季までには整備したいと考えており、工期を逆算すればこの補正予算に計上し、早急に事業に着手したい。

議案第 48 号 委託契約の締結について

～内容～

委託契約を締結しようとする業務は、総社市消防救急デジタル無線システム整備業務であり、平成 26 年 5 月 23 日に委託仮契約を締結し、市議会の議決をもって本契約としようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：現在使用している通信指令システムに他社のデジタル無線システムを導入した場合、経費増額や機械的障害などを考慮して、他社が入札を辞退したと聞いている。今後も同一メーカーで更新されるとすれば、競争原理が働かなくなってしまうことが危惧されるがどうか。

答：通信指令システムの一部は、国の臨時交付金を受けて整備した。国の交付金を受けて間もないことから同箇所を更新は認められないため、互換性のある同一メーカーによるシステム整備となっている。

問：導入初期の通信指令システムは入札が執行され、現在のメーカーが安く落札したためこのメーカーになったと推測される。消防機器は、特殊性が高く、通常 2～3業者の中から選定することが多い。今回の入札でも、そもそも9業者も入札するはずはなく、見せかけの入札になっている感は否めないがどうか。

答：平成12年当時の通信指令システム更新時に、他メーカーから現在のメーカーに変更となり今日に至っている。他市においても、2～3業者が応札し、そのうち2市においては、1業者しか応札していない状況である。

議案第 49 号 工事請負契約締結の変更について

～内容～

工事請負契約を変更しようとする工事は、平成 24 年 9 月 19 日に議決された「清音神在本線改良（上部工）工事」であり、賃金等の急激な変動に対処し、工事費に増額が生じたことから、工事請負変更契約を締結するにあたり、市議会の議決を得ようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定。

～質疑～

問：インフレスライドとはどのようなものか。また、これには労務費だけでなく材料費も含まれるのか。

答：インフレスライドは、東日本大震災の東北復興事業での入札不調等の事態が生じ、平成24年当時、岩手・宮城・福島の被災3県に対してインフレスライドを適用してもよいという通知が国から出ている。それ以降、徐々に労務単価が上昇したため、適用

が全国に拡大され、本市でもこれを採用した。また、対象単価は、労務費、特殊な材料を除く材料費のほか、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等も対象となる。

問：対象工事になるには、市から業者に対し採用になるという通知で行うのか、それとも業者から申請してくるものなのか。また、対象工事は本件のみか。

答：まず、市からインフレスライド適用可能な旨の通知を出し、業者からは、インフレスライドの対象工事にしてほしいという協議申請が出る。これが基準日となり、申請に対して、市は出来形(できがた)の確認等をし、対象工事とする。対象工事は、平成26年2月以前の契約であり、基準日以降に2箇月以上の工期が残っているものが対象となる。なお、これらの条件をクリアでき、現実的にインフレスライドの対象となる工事は、本件のみである。

問：国からの通知であるのならば、その部分について国からの補助金が出る、あるいは起債の対象となり得る等の措置はなされるのか。

答：労務費等の変更部分のみについてのみ補助金が出るわけではなく、事業費全体について対象となる。

問：今後、契約する工事についてはどうなるのか。

答：約20年前に、物価が非常に上がった時期があり、年度途中で何回も増額した経験がある。今後、そのようなことになれば、新たに発生する可能性はあるが、今の経済情勢や物価状況から推測すると、今後、1～2年の間にインフレスライドの対象になるようなことは考えられない。